

中小企業の経営安定化と従業員の安心のために一政府労災保険に上乗せ

# 労働災害補償共済

経営に負担をかけない

**安心の掛金**

従業員が安心して働ける

**手厚い補償**

仕事の受注にもつながる

**経営事項審査**



全日本火災共済協同組合連合会

経営に負担をかけない

安心の掛金

従業員が安心して働ける

手厚い補償

仕事の受注にもつながる

経営事項審査

## 中小企業のための共済だから、こんなに安心！

◎たとえば、A型に加入

最高

死亡補償共済金

災害付帯費用

最高補償限度額

3,000万円+100万円=3,100万円

補償！

## こんなとき、共済金をお支払いします。



### 死亡・後遺障害補償

業務上災害および通勤災害で、死亡または後遺障害を負われた場合にお支払いします。



### 災害付帯費用補償

業務上災害および通勤災害が発生し、政府労災保険の認定がされた場合に、企業が負担する費用を一定の範囲内で企業にお支払いします。



### 休業補償（オプション）

業務上災害および通勤災害で休業し、賃金を受けない日の4日目以降の期間に対し、1日につき定額方式または定率方式で、1,092日分を限度にお支払いします。

詳しくは、  
右の一覧表を  
ご覧ください

## ご加入には、こんな利点もあります。

経営事項審査に有利

公共工事入札の格付けに使われる経営事項審査において、加点審査されます。

掛金は全額経費

労働災害補償共済の掛金は、全額経費として損金処理できます。

企業へ直接支払

共済金は企業へ支払われますので、企業からの補償金として従業員に渡せます。

ご加入は無記名方式

対象となる従業員の人数をお知らせいただくだけなので、手続きが簡単です。

## ご加入コース別の補償金額と共済掛金

| 加入コース                                                                                           |                                                                                                   | A型                                  |         |         |        | B・E型    |         |        |       | C・F型    |         |     |       | D・G型  |       |     |       | H型      |         |     |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|-------|---------|---------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|---------|---------|-----|---|
| 共済金の種類                                                                                          |                                                                                                   |                                     |         |         |        |         |         |        |       |         |         |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
|  死亡補償<br>共済金 |                                                                                                   | 3,000万円                             |         |         |        | 2,000万円 |         |        |       | 1,000万円 |         |     |       | 500万円 |       |     |       | 1,000万円 |         |     |   |
| 補償金額                                                                                            |  後遺障害補償<br>共済金 | 1級                                  | 3,000万円 | 8級      | 600万円  | 1級      | 2,000万円 | 8級     | 400万円 | 1級      | 1,000万円 | 8級  | 200万円 | 1級    | 500万円 | 8級  | 100万円 | 1級      | 1,000万円 | 8級  | — |
|                                                                                                 |                                                                                                   | 2級                                  | 3,000万円 | 9級      | 420万円  | 2級      | 2,000万円 | 9級     | 280万円 | 2級      | 1,000万円 | 9級  | 140万円 | 2級    | 500万円 | 9級  | 70万円  | 2級      | 1,000万円 | 9級  | — |
|                                                                                                 |                                                                                                   | 3級                                  | 3,000万円 | 10級     | 300万円  | 3級      | 2,000万円 | 10級    | 200万円 | 3級      | 1,000万円 | 10級 | 100万円 | 3級    | 500万円 | 10級 | 50万円  | 3級      | 1,000万円 | 10級 | — |
|                                                                                                 |                                                                                                   | 4級                                  | 2,400万円 | 11級     | 210万円  | 4級      | 1,600万円 | 11級    | 140万円 | 4級      | 800万円   | 11級 | 70万円  | 4級    | 400万円 | 11級 | 35万円  | 4級      | 800万円   | 11級 | — |
|                                                                                                 |                                                                                                   | 5級                                  | 1,800万円 | 12級     | 150万円  | 5級      | 1,200万円 | 12級    | 100万円 | 5級      | 600万円   | 12級 | 50万円  | 5級    | 300万円 | 12級 | 25万円  | 5級      | 600万円   | 12級 | — |
|                                                                                                 |                                                                                                   | 6級                                  | 1,200万円 | 13級     | 90万円   | 6級      | 800万円   | 13級    | 60万円  | 6級      | 400万円   | 13級 | 30万円  | 6級    | 200万円 | 13級 | 15万円  | 6級      | 400万円   | 13級 | — |
|                                                                                                 |                                                                                                   | 7級                                  | 780万円   | 14級     | 60万円   | 7級      | 520万円   | 14級    | 40万円  | 7級      | 260万円   | 14級 | 20万円  | 7級    | 130万円 | 14級 | 10万円  | 7級      | 260万円   | 14級 | — |
|  災害付帯<br>費用  |                                                                                                   | 死亡：100万円 後遺障害：1級～3級 25万円、4級～7級 15万円 |         |         |        |         |         |        |       |         |         |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| 加入コース                                                                                           |                                                                                                   | A型                                  |         | B・E型    |        | C・F型    |         | D・G型   |       | H型      |         |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| 業種                                                                                              |                                                                                                   | 年払                                  | 月払      | 年払      | 月払     | 年払      | 月払      | 年払     | 月払    | 年払      | 月払      |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| 建築事業                                                                                            | 標準                                                                                                | —                                   | —       | 16,724円 | 1,530円 | 8,470円  | 780円    | 4,343円 | 400円  | 6,155円  | 560円    |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| 食料品製造業                                                                                          | 標準                                                                                                | 6,831円                              | 630円    | 4,575円  | 420円   | 2,318円  | 210円    | 1,190円 | 110円  | —       | —       |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| 印刷または製本業                                                                                        | 標準                                                                                                | 5,672円                              | 520円    | 3,799円  | 350円   | 1,925円  | 180円    | 989円   | 90円   | —       | —       |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| 化学工業                                                                                            | 標準                                                                                                | 9,220円                              | 850円    | 6,173円  | 570円   | 3,127円  | 290円    | 1,604円 | 150円  | —       | —       |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| 機械器具製造業                                                                                         | 標準                                                                                                | 11,965円                             | 1,100円  | 8,002円  | 730円   | 4,039円  | 370円    | 2,058円 | 190円  | —       | —       |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |
| その他の各種事業                                                                                        | 標準                                                                                                | 4,062円                              | 370円    | 2,729円  | 250円   | 1,395円  | 130円    | 728円   | 70円   | —       | —       |     |       |       |       |     |       |         |         |     |   |



### 休業補償（オプション）

|      |        |        |
|------|--------|--------|
| 定額方式 | 補償日額   | 4,000円 |
|      |        | 3,000円 |
|      |        | 2,000円 |
|      |        | 1,000円 |
| 定率方式 | 補償平均賃金 | 40%    |
|      |        | 20%    |

## ご加入に際して

お引受けの対象

○政府労災が適用される事業所であれば、すべて対象になります。 ○従業員一括でご加入ください。  
○役員の方は特別加入者として政府労災保険へのご加入が必要です。○下請けを対象とする建設業者特定の業種も対象とすることができます。

ご 加 入 制 限

○1事業所について加入コースは1型のみとします。

共 済 期 間

○共済期間は、1年です。ただし1年未満の土木・建設工事などの有期事業については、工事期間に合わせて設定できます。

中小企業の安心！労働災害補償共済のお問い合わせ・お申し込みは、裏面をご覧ください

# 労働災害補償共済の補償内容

## お支払いする共済金の内容

### 死亡・後遺障害補償共済金

(政府労災保険の認定がされた場合にお支払い)  
業務上災害および通勤災害により、死亡または後遺障害を負われたときに、政府労災保険の上乗せ補償として、共済金をお支払いします。

### 災害付帯費用共済金

(政府労災保険の認定がされた場合にお支払い)  
業務上災害および通勤災害が発生したとき、それに伴い発生する香典、お見舞金などの費用をお支払いします。

(注)死亡および後遺障害（１級～７級）のときに、お支払いの対象となります。

### 【オプション】

#### 休業補償共済金

(政府労災保険の認定がされた場合にお支払い)  
業務上災害および通勤災害により休業したときに、賃金を受けない日の第４日目以降の期間に対して、1,092日分を限度に、１日につき定額方式（定めた金額を給付方式）または定率方式（１日あたりの平均賃金を基礎として算出・給付する方式）にて、共済金をお支払いします。

## 共済金をお支払いできない主な場合

### 共通 次の事由に起因する事項

- 故意または重大な過失
- 自殺および闘争行為
- 無資格・酒酔い運転
- 地震・噴火・津波
- 風土病による身体の障害

### 死亡共済金 次の事由に起因する事項

- 原因のいかんを問わず、被用者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 疾病（職業性疾病を含む）または心神喪失

### 共済金の削減

異常災害その他の事由により損失金を生じ、すでに共済金の請求書類を当連合会が受け取っているときは、共済金を削減してお支払いする場合があります。

**上記以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので「約款」をご覧ください。**

## ご契約の際のご注意

### (1)告知義務

(ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務)  
共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱代理所または取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」という）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

### (2)共済契約の無効

共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

### (3)共済掛金領収前に生じた事故

共済期間（共済のご契約期間）が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

## ご契約後のご注意

### (1)通知義務

(ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)  
共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。この共済では申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

## 個人情報の取り扱いについて

共済契約の締結または事故の発生等に関して、ご提供いただく氏名・性別・生年月日・住所・電話番号、また健康状態などの情報（過去に取得したものを含む）については、ご契約者（被共済者が所属される企業または団体を含む、以下同様）から、当連合会に提供されます。なお当連合会においては、これらの個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切に取り扱い、安全管理に努めています。趣旨をご理解のうえ、あらかじめご同意いただきますようお願い申し上げます。

### (1)個人情報の利用目的について

当連合会は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービス提供等のため、次の目的達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ①共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払いおよび付帯サービスの提供
- ②共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会を含む）
- ③当連合会および当連合会の会員・利用組合、全国共済商工協同組合連合会およびこれらの会員・利用組合のほか、当連合会の提携先企業・団体等の共済商品、金融商品、各種サービスの案内・提供

### (2)個人情報の第三者提供について

当連合会は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規程されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ①上記(1)に定める利用目的の範囲内において、当連合会の会員・利用組合、全国共済商工協同組合連合会およびこれらの会員・利用組合のほか、当連合会の提携先企業・団体等と共同利用する場合
- ②共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払い、あるいは不適切な共済金請求等の防止のため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- ③共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために、必要な範囲内の情報を医療機関・調査会社・共済団体・保険会社・当事者の関係先に提供する場合
- ④再保険契約の締結または再保険金の受領等のために、再保険取引先に対して、再保険契約上必要な情報を提供する場合

- このパンフレットは、労働災害補償共済の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」（契約概要：補償内容、主な免責事項等を記載、注意喚起情報：特にご契約者およびご利用者にとって利益・不利益になる事項等を記載）をよくお読みください。
- ご加入にあたり組合員資格についてご確認させていただきます。ご不明な点等がある場合には、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

## お問い合わせ・お申し込みは—

取扱先  **新潟県火災共済協同組合**  
〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階  
**TEL 025-201-6502**  
【受付時間】 平日 午前8:30～午後5:15（土・日・祝日、年末年始を除きます。）

補償先  **全日本火災共済協同組合連合会**  
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-11-2

取扱代理所